

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更【港湾空港局港湾整備部計画課】 2
- 北九州広域都市計画区域区分の変更【建築都市局計画部都市計画課】 6
- 北九州広域都市計画用途地域の変更【建築都市局計画部都市計画課】 7
- 北九州広域都市計画臨港地区の変更【建築都市局計画部都市計画課】 8
- 徴収事務の委託（2件）【環境局循環社会推進部施設課】 9
- 居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 11
- 指定居宅サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 12

### ◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局総務部総務課】 13
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課】 16

北九州市告示第 3 2 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 9 条第 1 項の規定により、北九州広域都市計画臨港地区の分区を次のとおり変更する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局港湾整備部計画課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 9 日

北九州港港湾管理者 北九州市  
代表者 北九州市長 北 橋 健 治

1 分区の種類及び範囲

(1) 商港区

北九州市門司区

新門司北一丁目の全部並びに新門司一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、新門司北三丁目地先、大字今津、大字猿喰、大字白野江、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦海岸、大久保二丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、浜町、東港町、港町、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、片上海岸、小森江一丁目、大里本町一丁目、大里本町二丁目及び松原二丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目、浅野二丁目、浅野三丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

大字二島、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、北湊町、大字安瀬、響町一丁目、響町二丁目、響町三丁目及び響町三丁目地先の各一部

北九州市八幡西区

洞北町の一部

北九州市戸畑区

大字中原、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町及び銀座二丁目の各一部

(2) 工業港区

北九州市門司区

新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、白野江三丁目、大字田野浦、田野浦二丁目、田野浦海岸、新開、大久保二丁目、大久保三丁目、瀬戸町、大里元町及び大里本町一丁目の各一部

北九州市小倉北区

浅野三丁目、許斐町、東港二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

柳崎町の全部並びに大字二島、赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、

北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、大字安瀬、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、向洋町及び大字小竹地先の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光、大字尾倉及び大字前田の各一部

北九州市八幡西区

東浜町、築地町、屋敷二丁目、舟町、大字藤田、大字熊手及び洞南町の各一部

北九州市戸畑区

大字戸畑、大字中原、飛幡町、銀座二丁目、牧山五丁目及び牧山海岸の各一部

(3) 特殊物資港区

北九州市小倉北区

末広二丁目の一部

(4) 漁港区

北九州市門司区

新門司二丁目、太刀浦海岸、大字田野浦、旧門司二丁目及び大里本町三丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広一丁目、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

浜町一丁目の一部

北九州市戸畑区

川代二丁目及び銀座二丁目の各一部

(5) 保安港区

北九州市門司区

新門司二丁目及び瀬戸町の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市戸畑区

大字中原の一部

(6) マリーナ港区

北九州市門司区

新門司北二丁目の一部

(7) 修景厚生港区

北九州市門司区

新門司北三丁目の一部

北九州市若松区

本町一丁目及び響町一丁目の各一部

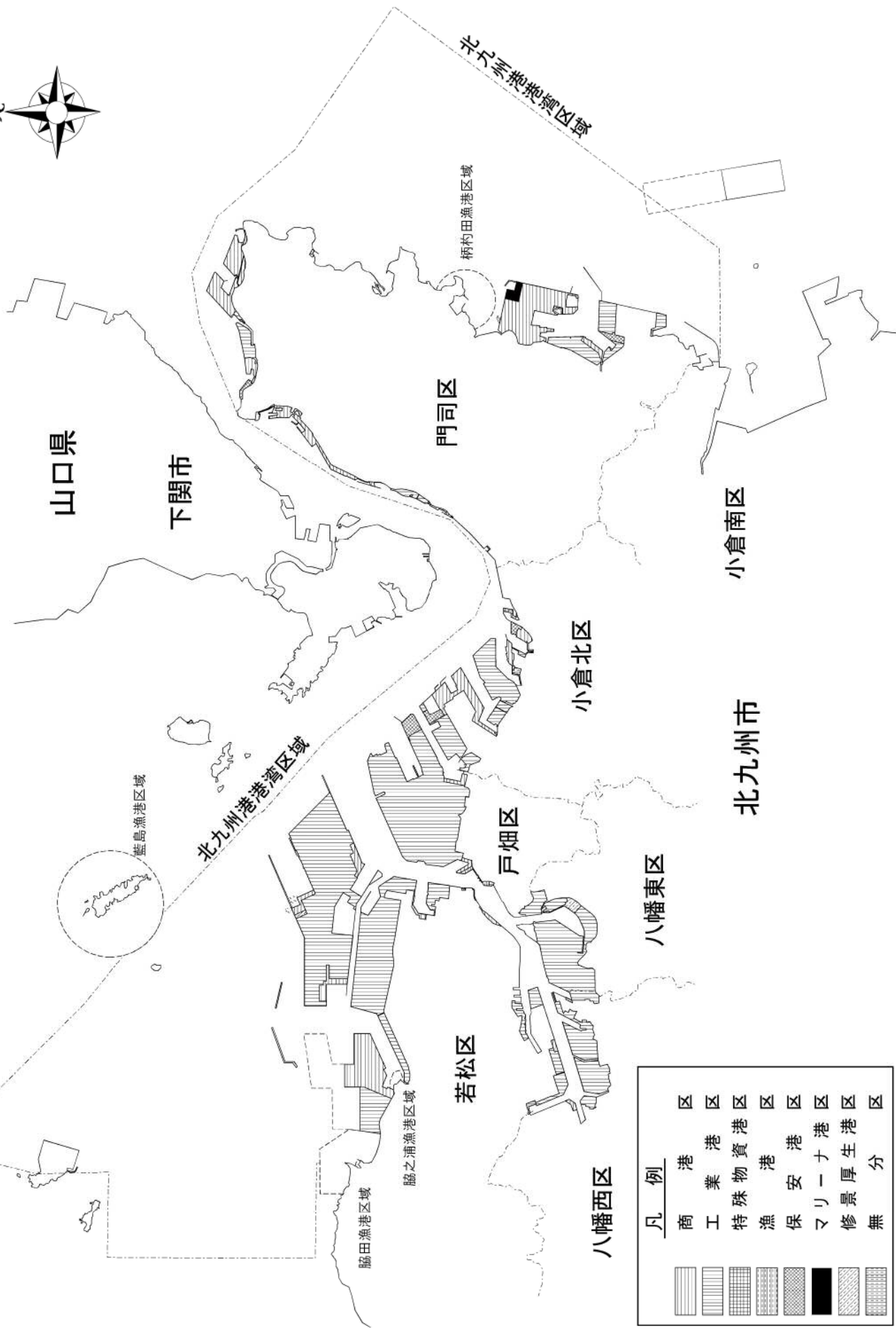
北九州市八幡東区

大字枝光の一部

2 北九州広域都市計画臨港地区分区指定図

次の図面のとおり

# 北九州広域都市計画臨港地区分区指定図



凡例	商港	工業港	特殊物産港	漁港	保安港	マリナーナ	修景厚生	無分
(Horizontal lines)	区	区	区	区	区	区	区	区
(Vertical lines)								
(Grid)								
(Diagonal lines /)								
(Diagonal lines \)								
(Dotted)								
(Solid black)								
(Cross-hatch)								
(Vertical lines with dots)								

北九州市告示第 33 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	新門司北三丁目の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 34 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	新門司北三丁目の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 35 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

臨港地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	新門司北三丁目の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課



北九州市告示第 36 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市新門司工場におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社サステック	福岡市中央区高砂二丁目 11 番 11 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 37 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市皇后崎工場におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
テスコ株式会社	東京都千代田区西神田 一丁目 4 番 5 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第46条第1項の規定により、居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第85条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5059 55	ヘルパーステーション エール	北九州市小倉南区守恒本町二丁目2番27号	株式会社Aile	令和4年2月1日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7080 47	運動特化型半日デイありんこ倶楽部	北九州市八幡西区菅原町5番1号	株式会社AMCコラボ	令和4年2月1日

3 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4060 14	ケアプランセンター 温家	北九州市小倉北区緑ヶ丘一丁目4番25-201号	合同会社Progress	令和4年2月1日
4070 4060 22	ケアプラン あすと	北九州市小倉北区清水四丁目4番18-201号	合同会社AST	令和4年2月1日

北九州市告示第 39 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070500154	こくら総合介護サービス	北九州市小倉南区葛原東二丁目14番2号	医療法人社団明愛会	令和4年1月31日
4070704616	ヘルパーステーションほなみ	北九州市八幡西区町上津役東一丁目2番1号	株式会社ほなみ	令和4年1月31日

## 北九州市公告第74号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年2月9日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 カラー複写機3台及びカラー複合機2台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価（当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（3年間分）を乗じて得た額の合計金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市保健福祉局総務部総務課
  - イ 期間 この公告の日から令和4年2月25日まで（日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(4) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和4年2月25日まで（日曜日等を除く）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和4年2月25日午後5時までに必着のこと。

(5) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和4年2月28日までに通知する。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和4年3月3日午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和4年3月4日午前10時00分

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれか

に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局総務部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2403

## 北九州市公告第76号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年2月9日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 委託内容

- (1) 業務名 教育用タブレット端末整備業務（特別支援学校・高等部）
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年2月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間  
ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号



北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課

イ 期間 この公告の日から令和4年2月14日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争入札参加資格確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年2月14日まで（日曜日等を除く。）に競争入札参加資格確認申請書を北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課に提出しなければならない。

(4) 郵送による入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年2月16日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和4年2月17日午後2時

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課

〒 8 0 3 - 8 5 1 0 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号  
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 4 4 5